介護保険は皆さんの保険料と公費で支えられています

介護保険制度は、介護が必要な方や介護する家族の負担を社会全体で支えることを目的につくられた もので、その費用は40歳以上の方の保険料、国や県、町による公費(税金)で賄われています。 皆さんからお預かりする介護保険料は、すべて介護サービスにかかる費用などに使われます。

介護保険料の納め方

40歳から65歳未満の方 …… 加入している医療保険(健康保険)と合わせて納めます。

65歳以上の方 …………… 65歳の誕生日の前日より第1号被保険者となり、特別徴収または普通徴収 の方法で納めます。(医療保険での納付はなくなります。)

> **特別徴収……**公的年金を1年間に18万円以上受給している方が年金天引 きにより納めます。

> **普通徴収……**特別徴収の条件に当てはまらない方、または年度の途中で65 歳になった方が特別徴収になるまでの期間、納付書か口座振 替にて納めます。

※納め忘れを防ぐためにも、保険料の納付には便利な口座振替がおすすめです。

【問合せ先】長寿福祉課 ☎ 029-291-8407 (直通)

◇◇◇ 学校給食共同調理場からのお知らせ ◇◇◇

学校給食共同調理場では、平成29年度学校給食用物資納入業者を募集します。 町では、学校給食に用いる食材を見積入札により購入しています。参加希望の業者の方は申し込みを してください。

▼申込み期間 11月1日(火)~11月30日(水)(※土日・祝日を除く)

午前8時15分~午後5時

学校給食共同調理場(茨城町長岡1390番地) ▼申込み場所

▼申込み書類 願書等一式(学校給食共同調理場にあります)

※見積参加業者の選定は、営業実績や供給能力などについて、審議した上決定されます。

【問合せ先】学校給食共同調理場 ☎ 029-292-1209 (直通)

成人式のお知らせ



茨城町では、新成人の門出を祝 い平成29年の成人式典を開催し

9月末日現在で町内に住所を有 する方は、11月頃に案内はがきを 送付いたしますが、町外に住所を 有する方につきましては、町生涯 学習課まで直接ご連絡ください。

 \bigcirc H

時 平成29年1月8日(日) 午前11時~11時30分

所 茨城町中央公民館大ホール

○受付時間 午前10時~10時45分 (時間厳守)

【問合せ先】生涯学習課

☎ 029-240-7122(直通)

10月 は飼い主マナー向上推進月間です

今年度は「あなたの街を犬の糞ゼロ・放し飼いゼロ にしよう」がテーマです。

ペットとの楽しい生活を送るために、飼い主のあ なたが近所の方や動物の苦手な方に配慮して飼うこ とが必要です。

飼い主の方は以下のことにつ いて気を付けましょう。

- ●飼い犬の放し飼いをしない。
- ●首輪には必ず、鑑札・注射済票のほか迷子 札など、飼い主がわかるものをつける。
- ●トイレの後片付けをきちんとする。散歩中 に「ふん」をしたら、必ず持ち帰る。

【問合せ先】みどり環境課 ☎ 029-240-7135(直通)

知っていますか?

屋外広告物の表示には許可が必要です!

屋外広告物は、私たちにさまざまな情報を提供する役割や、まちの活気やにぎわいを演出してくれま す。しかし、広告物が無秩序に氾濫すると、まちの景観を損ねかねません。また、管理がおろそかにな ると、広告物の落下や倒壊による事故など人々に危害を及ぼす恐れもあります。

まちの景観を保つとともに、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を適正に表示していただ くようご協力をお願いします。

広告物にはさまざまな種類があります

屋外広告物とは、「常時または一定期間継続して、 屋外で公衆に表示されるもの」を指します。屋上広告、 野立広告、壁面広告やアドバルーンなどさまざまな種 類の広告物があります。

広告物には許可が必要です

広告物については、「まちの良好な景観の形成」と 「公衆に対する危害の防止」の点から表示場所や大き さなどを規制しています。広告物を屋外に表示する ときは、事前に町の許可が必要となります。

広告物には許可期間があります

広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。 許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新 許可の手続きが必要となります。

広告物にはルールがあります

広告物を表示していけない地域(禁止地域) や、表示してはいけない物件(禁止物件)が あります。

また、表示してもよい地域(許可地域)に ついても、表示できる大きさが決まっていま すので、詳しくは都市整備課までご相談くだ



【問合せ先】 都市整備課 ☎ 029-240-7116 (直通)

水戸・勝田都市計画用後地域の変更に関ける外藤会を開催します

町では、水戸・勝田都市計画用途地域の変更案の作成にあたり、住民の皆様からご意見をいた だくため、次のとおり公聴会を開催します。

公聴会では、原案に対して公述人として意見を述べることが出来ます。なお、公述申出者が いない場合は、公聴会は開催されません。

■変更案について

水戸・勝田都市計画用途地域の変更(奥谷・小堤地区)

■公聴会について

日 時:11月8日(火) 午後7時から

場 所:茨城町消防本部庁舎 1階多目的会議室

■意見の申出方法について

意見を述べることを希望する方は、公述申出期間内に公述申出書を提出してください。

(公述申出書の様式は閲覧場所にあります。)

提出先:〒311-3192 東茨城郡茨城町小堤1080番地

茨城町長 小林宣夫(都市建設部都市整備課扱い)宛て

公述申出期間:10月24日(月)~11月1日(火) ※閉庁日を除く

午前8時30分~午後5時15分

■原案の閲覧場所

都市整備課(※閲覧は公述申出期間中のみ)

【問合せ先】 都市整備課 ☎ 029-240-7116 (直通)